

認知症の人が安心して暮らせるまち・東京をつくるために ～平成17年度区市町村職員対象キャラバン・メイト養成研修～

1 実施目的

今後、区市町村において、様々な取組が期待される認知症高齢者の支援について、具体的な取組を進める際の核となる人材を養成することにより、区市町村における「キャラバン・メイト養成研修」及び「認知症サポーター養成講座」の円滑な実施を支援するとともに、区市町村の認知症への主体的な取組の実施を促進する。

2 実施主体

東京都（全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て実施）

3 研修目的

区市町村において認知症高齢者の支援に携わる職員が認知症についての理解を深めると共に、キャラバン・メイト養成及び認知症サポーター養成の事業の趣旨を踏まえ、これを積極的に展開するための方策を学ぶ。

4 研修カリキュラム

| 時間 | 内容 |
|-------------|--|
| 9:30～9:50 | オリエンテーション |
| 9:50～12:30 | 認知症の基礎知識 認知症の人への対応のしかた |
| 13:30～15:00 | 自治体における事業展開について(グループワークを含む) |
| 15:00～15:20 | キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座に係る事務手続きについて |
| 15:30～16:00 | 都における認知症支援の取組と区市町村への期待 |
| 16:00～17:00 | 認知症があっても安心して暮らせるまちづくりのために、今やるべきこと |

5 受講対象者

以下に掲げる区市町村職員等が複数名で受講する。(各区市町村3名程度)

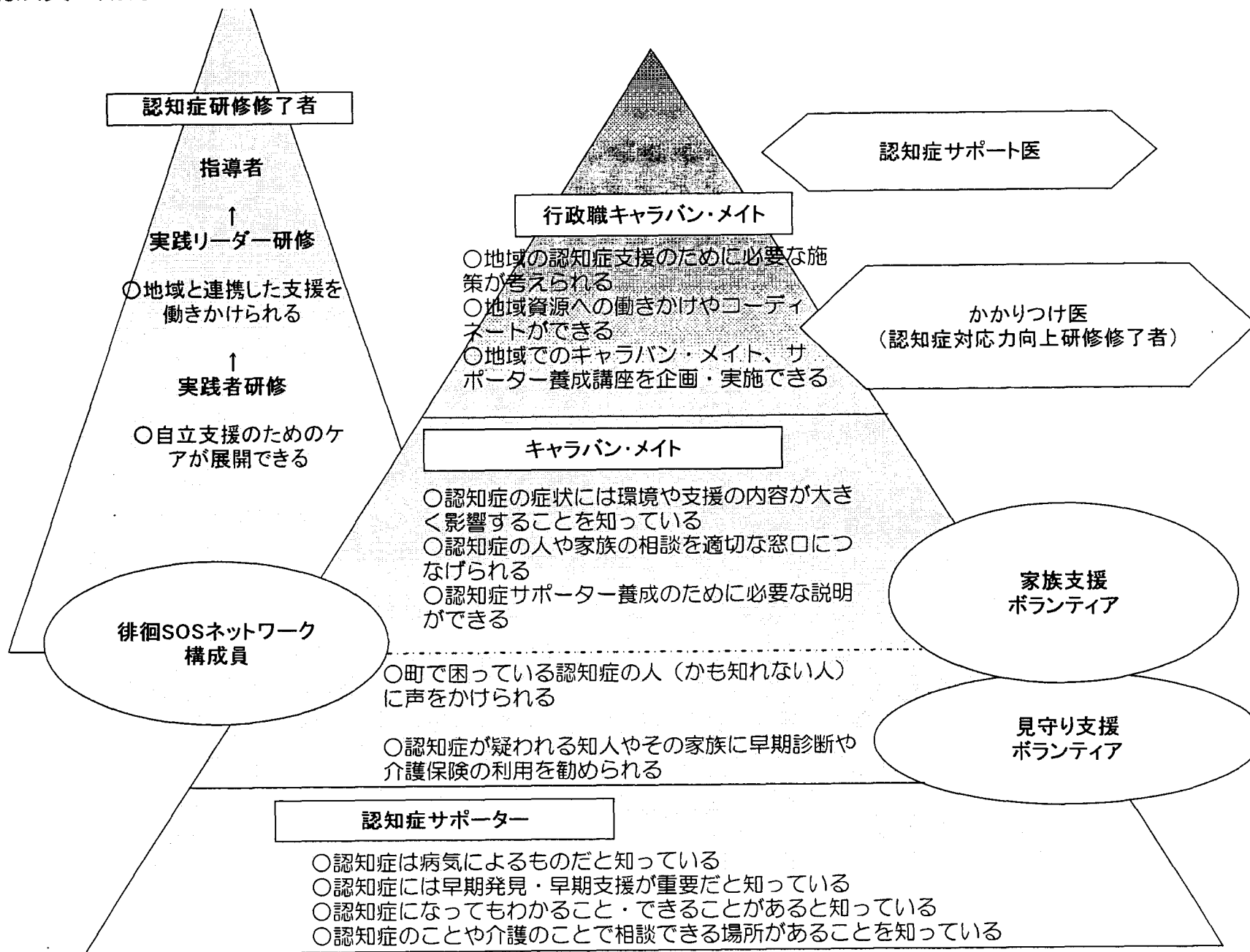
- (1) 高齢福祉主管課等の担当者
- (2) 保健師又は看護師等の医療系スタッフ
- (3) 在宅介護支援センター職員 等

6 キャラバン・メイトの登録等

受講修了者は本人の意思により、キャラバン・メイトとして登録する。

また、修了者は連携して、今後地域で展開するキャラバン・メイト養成研修及び認知症サポーター養成講座の事務局及び講師等の役割を担う。

地域の構成員と期待される行動（イメージ案）



認知症支援に関する区市町村への期待

- 必要な事業を体系的に実施すること
 - ①普及・啓発
 - ②早期発見・早期支援
 - ③本人・家族支援
 - ④ケア人材の育成・認知症ケアの取組支援
など

* 地域に密着し、それぞれの地域特性、
社会資源に即したアプローチが大切です。

1

都内のメリット・進んでいること(例)

- 多様な人材、民間団体が集積しており、人的資源が豊富
- 在宅サービス事業者が多数存在している
- 高齢者が歩ける範囲に商店や様々な地域資源があり、活動の選択肢が多い
- 「高齢者自立支援ネットワーク」が多くの区市町村で構築されている

- もともとは「独居高齢者」の見守りが目的
- 認知症支援や虐待防止に活動の幅を広げられる可能性

2

都内のデメリット・遅れていること(例)

- 匿名性が高く、近隣関係が希薄
- ひとり暮らし、単独介護、昼間独居等が多い
- 徘徊高齢者SOSネットワークが未整備

•GPS等を使った位地探査システムは普及しているが、「検索→保護」のしくみが弱い

3

認知症サポーター養成の留意点

- 過度の期待をしない
ボランティア養成講座ではありません。
まずは、「正しい理解、偏見をなくす」ことから。
- 養成後の展開イメージを持つ
サポーターが孤立しないよう、養成の方法を考える。その後の展開を準備することも大切。
- 意欲・能力のある人材を見つけ、育てる
家族支援、見まもり・声かけ等のボランティア、キャラバンメイトなどにつながる仕組みの検討を。
- 他分野への働きかけを考える
生涯教育、小中学校、コンビニ、商店街など、様々な分野での理解促進を進める方策の検討を。

4

大分県 認知症100万人キャラバンについてイメージ(案)

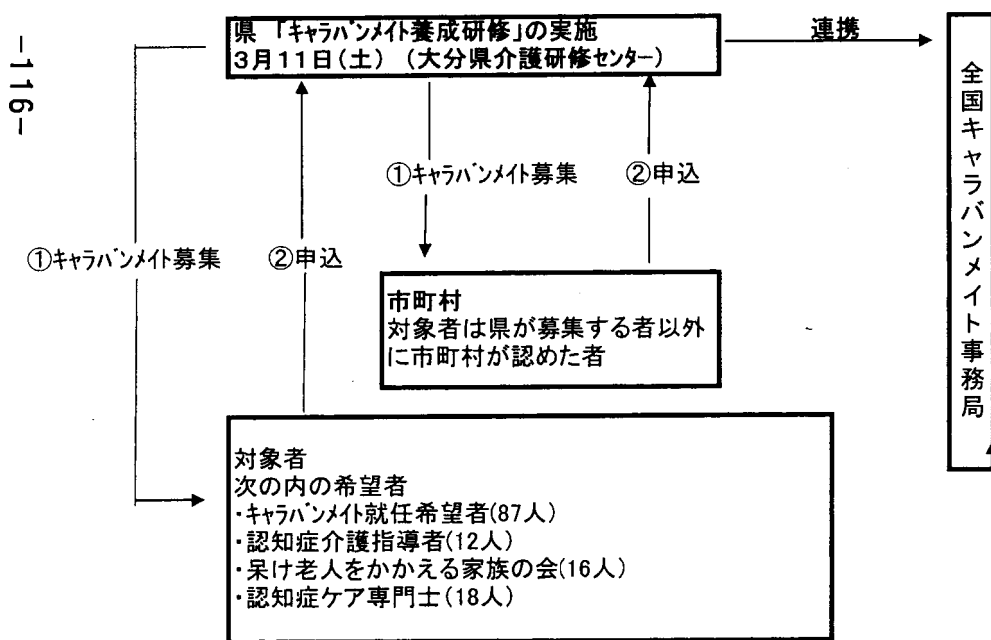
(1) 県の役割

- ① サポーター養成講座(県版)の企画・実施
- ② 各市町村のサポーター養成講座(地域版)の実施状況を把握し、推進する。
 - ・広域的団体等への理解を求める(警察、消防、郵便局、老人クラブ、民生委員、銀行他)
 - ・担当者会議等を開催し、情報交換、事例報告等行う。

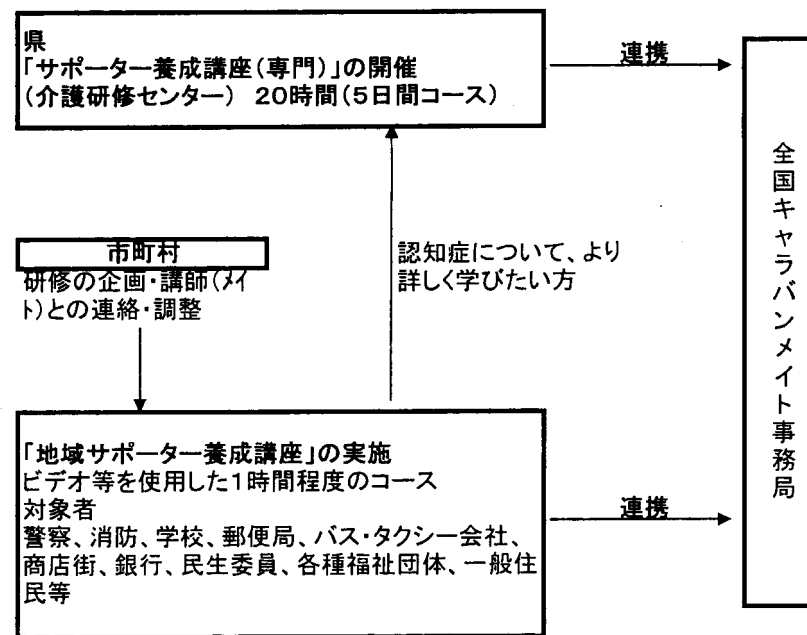
(2) 市町村の役割

- ・サポーター養成講座(地域版)の企画・実施を通して、認知症になっても安心して暮らせる町づくりの実現

キャラバン・メイト養成研修の流れ(H17)



サポーター養成講座の流れ(H18～)



宮城県認知症サポーター100万人キャラバン事業実施要領

(目的)

- 1 この要領は、全国的に展開される「認知症を知り地域をつくる10カ年の認知症を知る1年キャンペーン」の一環として「認知症サポーター100万人キャラバン事業」を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(事業の趣旨)

- 2 この事業は、認知症介護に携わる介護保険施設・事業所の介護従事者等の認知症に関する基礎的知識を有している者が、住民講座の講師(認知症キャラバン・メイト。以下「キャラバン・メイト」という。)となり、主体的に地域住民等に認知症についての正しい知識を啓発・普及し、認知症の方々の良き理解者となる住民(認知症サポーター)を育てることにより、認知症の方々を地域で支える仕組みができ、認知症になっても安心して暮らせる町の実現を目指すものである。

(実施主体)

- 3 事業の実施主体は、以下の団体で構成する宮城県認知症サポーター100万人キャラバンネットワーク(以下「キャラバンネットワーク」という。)とする。
 - (1) 宮城県
 - (2) 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)
 - (3) 財団法人宮城県老人クラブ連合会(以下、「県老連」という。)
 - (4) その他この事業の趣旨に賛同する市町村及び介護保険事業所等

(事業内容)

- 4 主な事業は、次のとおりとする。
 - (1) 認知症キャラバン・メイト養成研修
 - イ この研修は、地域住民に認知症の正しい理解を普及・啓発するために、地域の集まりなどで認知症に関する住民講座(認知症サポーター養成講座)を開催し、地域での認知症の方々の良き理解者となる認知症サポーターを養成するための講師(キャラバン・メイト)を養成することを目的とする。
 - ロ 養成研修の事務局は県が担い、県は、全国で組織するキャラバン・メイト等で構成する当事者組織キャラバン・メイト連絡協議会(NPO法人地域ケアネットワークが事務局)との共催で開催する。
 - ハ 研修の対象者は、次のとおりとする。
 - (イ) 認知症介護指導者養成研修修了者
 - (ロ) 認知症介護実務者研修専門課程又は認知症介護実践研修修了者
 - (ハ) 介護相談員
 - (ニ) 呆け老人をかかえる家族の会会員

- (ホ) その他、認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると認められる者
- ニ 開催内容等については、認知症キャラバン・メイト養成研修開催案内(別紙1)のとおりとする。
- ホ キャラバン・メイト養成研修を受講した者は、全国のキャラバン・メイト連絡協議会に登録され、地域での認知症サポーター養成講座の講師を年数回務める(原則としてボランティア)。
- (2) 認知症サポーター養成講座
- イ この講座は、地域住民が認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人や家族の良き理解者となる認知症サポーターを養成することを目的とする。
- ロ 講座の対象者は、地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従事者などとする。
- ハ 講座の事務局は、次のとおりとする。
- (イ) 県老連は、市町村等と連携しながら講座の企画や講座開催の普及促進をする。
- (ロ) 県社協は、キャラバン・メイトの名簿を管理し、サポーター養成講座の講師を調整し派遣する。
- ニ 講座の内容は、認知症サポーター養成講座基本カリキュラム(別紙2)を参考に、キャラバン・メイトが対象者に合わせ組み立てる。
キャラバン・メイト連絡協議会作成の教材「認知症の基礎知識」を用い、1時間から2時間程度の講座とする。
- ホ 開催回数は、各市町村で年1回以上とする。
- ヘ 講座を開催しようとする者は、県社協に申し込みするとともに、キャラバン・メイトの交通費等の実費程度の2,000円のほか開催に係る経費を負担する。
- (3) 活動報告会の開催
- イ 活動報告会は、認知症サポーターの活動意欲の継続と活動の推進を目的とする。
- ロ 報告会の事務局は、県老連が担い、県及び県社協の協力を得て年1回程度開催する。
- (4) その他
キャラバンネットワークの構成団体は、この事業に積極的に参加し、その推進を図るものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月3日から施行する。

宮城県認知症サポーター養成講座の開催の流れ

| | | | | |
|--------|--|---|--------------------------------------|---|
| 実施主体 | 宮城県老人クラブ連合会(以下、県老連) 宮城県社会福祉協議会(以下、県社協) | 市町村 | 町内会や子供会などの住民組織、ボランティア団体など | キャラバン・メイト (独立型) |
| 計画 | サポーター養成講座の計画・調整(対象・会場・日時・参加人数) | | | |
| 申し込み | 宮城県社会福祉協議会(以下、県社協)に申し込む | | 最寄りの市町村(高齢福祉担当課、在宅介護支援センター)に申し込む。 | |
| メイト調整 | 県社協がキャラバン・メイトを調整 | 市町村がキャラバン・メイトを調整 (別紙名簿) | | |
| 教材等の準備 | ①計画票(様式d)を作成し、全国キャラバン・メイト連絡協議会へ提出 | | | ①計画票(様式C-1とC-2)を作成し、全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県社協へ提出 |
| | ②教材類、オレンジリングの手配 標準教材は有料で、1部100円+送料別。購入の場合は「①計画票」に「別記様式」を添付し申し込む。オレンジリングは平成17年度のみ無料。(※ 標準教材を参考に独自の資料作成も可能です。) | | | |
| 講座の実施 | 養成講座の開催 開催主催者及びキャラバン・メイトが、参加者にサポーター養成講座の目的を説明 オレンジリング、標準教材を配布 当日の参加者状況等を講座実績報告書(様式D)に記入。 主催者が、キャラバン・メイトに2,000円支払う。 | | | |
| 実績報告 | 講座実績報告書(様式D)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会に提出する。 | 講座実績報告書(様式D)と他団体から送付された実績報告書(※1)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県老連に提出する。 | 講座実績報告書(様式D)を一週間以内に市町村に提出する。 (※1) | 講座実績報告書(様式D)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県社協に提出する。 |
| まとめ | 県社協は、県老連と連携し県内の講座開催状況及びサポーター数等のまとめを行う。 | | | |

【注意事項】

キャラバン・メイトが講座を開催しようとするときは、最寄りの市町村役場の高齢福祉担当課又は在宅介護支援センター等職員と連携しながら開催することが望ましい。(各市町村全域の認知症高齢者の理解を向上させるため)

また、サポーター養成講座は、地域のサポーターを養成することを目的としていることから、認知症ケアの専門家のための開催等は含まない。

【参考】

- ①全国キャラバン・メイト連絡協議会—FAX:03-3266-1670, E-mail: caravanmate@orange.email.ne.jp
- ②宮城県社会福祉協議会—TEL:022-263-0949, FAX:022-268-5139
- ③宮城県老人クラブ連合会—TEL:022-223-1156, FAX:022-223-1161, E-mail: miyaroren@pop02.odn.ne.jp

石川県認知症高齢者支援促進事業の概要

認知症高齢者を支えるまちづくり推進会議

<目的>

- ・ 認知症の知識の普及
- ・ 認知症を支えるまちづくりの推進

<会議メンバー>

- ・ 学識経験者・保健・福祉・医療関係者
- ・ 生活関連団体(経済・商店街スーパー・建築・銀行・郵政・交通機関)
- ・ 地域団体(民生委員・町内会・老人会・婦人会・青年団)
- ・ 学校

認知症ケア技術
向上研修
(従事者のスキルアップ)

◆ 認知症介護・支援
体制の充実

かかりつけ医に対する認知症対
応力向上研修
(早期発見・対応への人材の養成)

◆ 認知症医療体制
の充実

家族会活動へ
の支援

◆ 認知症の正しい理解の促進

認知症高齢者を支える市町体制整備への支援

認知症キャラバンメイトの養成
(ボランティアへの支援)

○ 認知症キャラバンメイト(認知症サ
ポーターを養成する講師)への支援

サポーター養成講座

認知症高齢者を支える
まちづくり講演会開催
(県民への啓発普及)

○ 住民(認知症サポーター:認知症の理解者)

あったかふれあいタウンネットワークづくり支援事業

東近江地域振興局

2005年厚労省提唱「認知症を知り 地域をつくる10カ年」キャンペーン

2005年の位置づけ
「認知症を知る1年」

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役「キャラバン・メイト」を養成する

5年間に全国で100万人のサポーターを養成する

2005年(H17年度)
東近江圏域の参加

市町事業

第一弾

メイト養成(一部国庫)

2006年
(H18年度)

県支援事業

<側面的支援>

第二弾

- サポーター養成
- サポーターを活用したまちづくり

3年目途

- ①メイトのスキルアップ研修
- ②まちづくりリーダーの養成

認知症キャラバン・メイト 経験交流・スキルアップ研修会

【趣旨】認知症を地域で支えるネットワークづくりの核となるべき「認知症キャラバン・メイト」の育成支援を市町と協働して行う

市町で養成した「認知症キャラバン・メイト」50人対象

【第1回目】基礎知識研修

【第2回目】経験交流研修

【第3回目】体験学習研修

経費の分担

| 県 | 市町 |
|---------|-------|
| ● 講師報償費 | ● 需用費 |
| ● 講師旅費 | ● 役務費 |
| | ● 使用料 |

認知症に優しいまちづくり リーダー養成研修会

【趣旨】市町が養成し推薦した「認知症サポーター」に対して、認知症に優しいまちづくりリーダーとしての養成研修を市町と協働して行う。

市町より推薦を受けた「認知症サポーター」50人対象

【第1回目】認知症基礎研修

【第2回目】まちづくり研修

経費の分担

| 県 | 市町 |
|---------|-------|
| ● 講師報償費 | ● 需用費 |
| ● 講師旅費 | ● 役務費 |
| | ● 使用料 |

第二弾として取り組む意義

- ①平成13年度から他圏域に先駆けた活動実績があり、平成17年度には、第一弾として、国庫を取り込み、キャラバン・メイト養成(50人)を完了するなど認知症対策の環境が整い、熟度が高い。
- ②第二弾として、より効果的な展開を目指し、専門的・広域的な観点からのスキルアップを図る。

研修会は市町との協働で実施

- ①広域的な交流推進、疾患対策等の専門性の確保や資源の共有化等の調整を図るため、必要事業を行う。
- ②事業成果の確認や管内での技術水準を一定に確保するため、補助金方式ではなく、国と同様、講師関連経費は直接執行としたい。

■ 市町が実施すべきこと

- ①「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、具体的な取り組み目標の明確化
- ②今できていることと出来ていないことを明らかにする（現状分析と課題）
- ③認知症キャラバン・メイトやサポーターの位置づけとまちづくり
キャラバン・メイトやサポーターの位置づけと役割を明確化し、市町独自の特性を生かしたしくみをつくる。
（メイトやサポーターを生かすも殺すも市町次第！！）
- ④活動のシステムを定着させる
・市町におけるシステムが定着した後は、NPO法人などへの委託をも検討し、地域に根付いた組織や機構を構築するための働きかけをしていく。
・市町の関係機関（医療、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）との連携システムの構築に向けて働きかけていく。
- ⑤活動展開のためのサポートを行う（当初は特に）
メイト：市町の身近な施設や事業所において現場経験が出来る機会の提供
講座実施の準備、運営の支援
サポーター：定期的なフォローアップ、啓発
- ⑥キャラバン・メイトやサポーターの居住地域や、職域の種類などの分布を市町全体的に捉えて、全市町的な活動が出来るよう調整する
・メイトが属する地域の関係団体や機関など、身近なところで認知症啓発活動のきっかけを提案してもらう。
- ⑦キャラバン・メイトやサポーターの組織化により活動の継続と拡大をはかる
・活動を報告しあえる集会や学習の機会を設定
・互いが情報交換できる組織化への支援
・通信などの定期的な発行やホームページの開設など

■ 広域で実施すべきこと

別紙 「あったかふれあいタウンネットワークづくり支援事業」として市町の後方支援を行う。

広域で取り組む意義と内容；

- ①広域的なキャラバン・メイトやサポーターの交流推進を行うことにより、活動の充実につなげる。
・講座展開の工夫
（教材、会場設営、事前準備、受講対象に合わせた配慮、具体的プログラム、講座展開後の事後フォローなど）
- ②専門性の高い研修会や、活動展開の方法などの研鑽の機会を確保することにより、スキルアップとモチベーションの維持をはかる。
- ③圏域資源（病院、医師会、警察、消防署など）を含む地域ネットワークを構築するための検討や調整。
- ④事業成果の確認。
広域的課題や課題解決のための方法の検討。
- ⑤市町のニーズに応じて第2回キャラバン・メイト養成研修を開催する。

(3) 「センター方式」の普及について

「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式（以下「センター方式」という。）」については、認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）を中心として、その普及に努めてきたところであり、平成17年度より全国介護支援専門員連絡協議会と協力し、各都道府県においてセンター方式活用のための研修の開催や、その研修の指導者（講師役や活用助言役）となるセンター方式推進員の養成を行ってきたところである。

下記に、研修受講者の状況について示しているので、介護支援専門員の研修や認知症介護の研修の開催に当たっては、センター方式の普及並びに当該研修修了者の活用等について、ご配慮・ご協力をお願いしたい。

なお、平成18年度の研修開催予定は、次のとおりである。

「センター方式活用推進員研修」：5月、8月、11月、2月

（会場は調整中）

「同フォローアップ研修」：7月、10月、1月（会場は調整中）

詳しくは、いつどこネット（<http://www.itsu-doko.net/>）参照

センター方式活用推進員研修受講者(都道府県別)

| 北海道・東北 | | 関東 | | 中部 | | 関西 | | 中国・四国 | | 九州・沖縄 | | | |
|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---|
| 北海道 | 6 1 | 7 茨城県 | 4 1 | 5 新潟県 | 2 2 | 4 三重県 | 26 0 | 26 鳥取県 | 0 0 | 0 福岡県 | 7 6 | 13 | |
| 青森県 | 8 1 | 9 栃木県 | 6 2 | 8 富山県 | 8 3 | 11 滋賀県 | 8 3 | 11 島根県 | 2 2 | 4 佐賀県 | 6 3 | 9 | |
| 岩手県 | 0 2 | 2 群馬県 | 3 1 | 4 石川県 | 3 3 | 6 京都府 | 7 2 | 9 岡山県 | 0 0 | 0 長崎県 | 0 6 | 6 | |
| 宮城県 | 3 4 | 7 埼玉県 | 6 1 | 7 福井県 | 2 2 | 4 大阪府 | 9 2 | 11 広島県 | 4 3 | 7 熊本県 | 16 3 | 19 | |
| 秋田県 | 0 2 | 2 千葉県 | 2 1 | 3 山梨県 | 2 0 | 2 兵庫県 | 15 9 | 24 山口県 | 7 2 | 9 大分県 | 8 2 | 10 | |
| 山形県 | 0 2 | 2 東京都 | 16 1 | 17 長野県 | 4 6 | 10 奈良県 | 0 0 | 0 徳島県 | 0 1 | 1 宮崎県 | 0 5 | 5 | |
| 福島県 | 9 1 | 10 神奈川県 | 23 4 | 27 岐阜県 | 0 3 | 3 和歌山県 | 7 9 | 16 香川県 | 4 2 | 6 鹿児島県 | 10 1 | 11 | |
| | | | | 静岡県 | 34 3 | 37 | | | 愛媛県 | 4 0 | 4 沖縄県 | 4 0 | 4 |
| | | | | 愛知県 | 0 7 | 7 | | | 高知県 | 4 1 | 5 | | |

| | | |
|--------|---------------|----|
| 【表の見方】 | | |
| 都道府県名 | ケアマネリー ダー等 | 合計 |
| | 認知症介護 指導者数 | |

（東京センター提供資料）